

## 貸金庫規定

令和3年5月6日改正

貸金庫借用書及び貸金庫申込書（お客様控え）裏面記載の貸金庫規定は、平成22年12月1日の改正により、同日以降、本貸金庫規定を適用するものとします。

### 貸金庫規定

#### 1.（この規定の取引に係る契約の成立）

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

#### 1の2.（格納品の範囲）

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。ただし、破損しやすいものおよび変質や滅失するものは格納できません。
  - ① 公社債券、株券その他の有価証券
  - ② 預金通帳・証書、保険証券、契約証書、権利書、その他の重要書類
  - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
  - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断わりすることがあります。

#### 2.（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

#### 3.（使用料）

- (1) 貸金庫の使用料は、規定の料金により1年分を前払いするものとし、毎年4月10日（休日の場合は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から払戻のうえ使用料に充当します。預金口座からの払戻しは、普通預金規定（総合口座規定を含みます） 当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の翌月から最初に到来する3月までの分を月割計算により支払っていただきます。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用いたします。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻いたします。

#### 4.（鍵の保管）

貸金庫に附属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会のうえ借主が届出の印章または署名により封印し、当金庫が保管します。

#### 5.（貸金庫の開閉等）

- (1) 貸金庫の開扉にあたっては、署名（または記名）と届出印章を押印した当金庫所定の貸金庫開庫依頼書を提出してください。  
なお、全自動型金庫をご契約の方は、貸金庫カードを使用して直接貸金庫ブースへ入り、開扉操作を行ってください。
- (2) 貸金庫の開扉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行って下さい。
- (3) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。

#### 6.（届出事項の変更等）

- (1) 印章、氏名、名称、商号、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直

ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (2) 届出のあった氏名、名称、商号、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常送達すべき時に到達したものとみなします。

#### 6-2. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当金庫に届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当金庫に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に当金庫に届出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当金庫に届出てください。
- (5) 前四項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。

#### 7. (印章、鍵、カードの喪失時等の取扱い)

- (1) 印章、正鍵もしくはカードを失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおく場合があるほか、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵・カードを失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えやカードの再発行に要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

#### 8. (印鑑照合等)

貸金庫開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名）と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをいたしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

#### 9. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責に帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

#### 10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

#### 11. (解約等)

- (1) この契約は借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、カードおよび届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうへ貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵、カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取り扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうへ貸金庫を明け渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を払わないとき
  - ② 借主について相続の開始があったとき
  - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
  - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
  - ⑤ 借主または代理人がこの規定に反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。
- ① 取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
    - D. 暴力団準構成員
    - E. 暴力団関係企業およびその関係者
    - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - G. その他前各号に準ずる者
  - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 前三項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします
- (5) 第1項から第3項の明渡し3ヶ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人の立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求があり次第払ってください。
12. (貸金庫の修繕、移転等)  
 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
13. (緊急措置)  
 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
14. (譲渡、転貸等の禁止)  
 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入することはできません。
15. (保証人)

保証人は、この契約から生じるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとし、この契約が継続された場合も同様とします。

16. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当金庫ホームページ又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以 上